恒

账

## 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 カ
 内

 一
 丁
 目
 2
 番

 毎
 曜
 日
 日

 毎
 曜
 日
 日

 (火曜日・金曜日)
 日

目 次

告 示

ページ

1

○区画漁業権及び定置漁業権の免許の内

容となるべき事項等の定め

(漁業管理課)

-----

.....

告示

## 高知県告示第463号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、 区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予 定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成30年5月29日

高知県知事 尾﨑 正直

- 第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元 地区並びに制限又は条件
  - ◎区画漁業権(117件)

[第一種区画漁業(貝類養殖)] (東部海区関係)

- 1 公示番号 区第2,001号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸郡東洋町白浜間浜
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町白浜間浜西区画基点

基点乙 安芸郡東洋町白浜間浜東区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に7度42分の 線と乙から甲を見通した線から左に77度12分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に1度57分の 線と乙から甲を見通した線から左に171度31 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に15度17分の 線と乙から甲を見通した線から左に135度25 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に21度26分の 線と乙から甲を見通した線から左に96度26分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

(中部海区関係)

- 2 公示番号 区第2,002号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市夜須町手結浦戸碆県漁場基点第90号 基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に22度51分31 秒の線と乙から甲を見通した線から右に5度 17分2秒の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に62度48分31 秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度 52分42秒の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31 砂の線と乙から甲を見通した線から右に44度 40分50秒の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に48度29分 0 秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度 51分37秒の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19 秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度 21分36秒の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に83度0分0 秒の線と乙から甲を見通した線から右に48度 3分36秒の線との交点
- キ 甲から乙を見通した線から左に62度30分42 秒の線と乙から甲を見通した線から右に72度 8分36秒の線との交点
- ク 甲から乙を見通した線から左に55度6分38 秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度 35分29秒の線との交点
- ケ 甲から乙を見通した線から左に52度12分32 秒の線と乙から甲を見通した線から右に79度 4分38秒の線との交点
- コ 甲から乙を見通した線から左に42度23分23

秒の線と乙から甲を見通した線から右に75度 53分27秒の線との交点

- サ 甲から乙を見通した線から左に34度40分22 秒の線と乙から甲を見通した線から右に77度 59分53秒の線との交点
- シ 甲から乙を見通した線から左に29度1分6 秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度 50分16秒の線との交点
- ス 甲から乙を見通した線から左に23度42分43 秒の線と乙から甲を見通した線から右に89度 24分51秒の線との交点
- セ 甲から乙を見通した線から左に22度27分57 秒の線と乙から甲を見通した線から右に69度 52分42秒の線との交点
- ソ 甲から乙を見通した線から左に12度41分39 秒の線と乙から甲を見通した線から右に29度 36分24秒の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ15 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 3 公示番号 区第2,003号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点

基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の 線と乙から甲を見通した線から右に27度6分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の 線と乙から甲を見通した線から右に57度3分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の 線と乙から甲を見通した線から右に38度23分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の

線と乙から甲を見通した線から右に14度11分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 4 公示番号 区第2,004号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点

基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の 線と乙から甲を見通した線から左に79度52分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の 線と乙から甲を見通した線から左に26度57分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の 線と乙から甲を見通した線から左に22度50分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の 線と乙から甲を見通した線から左に81度12分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区 十佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 5 公示番号 区第2,005号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点

ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174 メートルの点

- イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289 メートルの点
- エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 類 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

十佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 6 公示番号 区第2,006号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 十佐市宇佐町小宇津賀地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点

ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242 メートルの点

イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30 メートルの点

ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198 メートルの点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれた区域中最 大高潮時の海岸線から沖合の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 類 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 7 公示番号 区第2,007号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下浦場地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石区画基 占

基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点

- ア 甲から磁針方位45度18分の線上甲から116 メートルの点
- イ 甲から磁針方位 0 度40分の線上甲から170 メートルの点
- ウ 乙から磁針方位271度53分の線上乙から128 メートルの点
- エ 乙から磁針方位243度7分の線上乙から78 メートルの点

アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大 潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 類乗下式養殖業 漁業の時期 1月1日から12月31日まで 類乗下式養殖業

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 8 公示番号 区第2,008号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点

ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917 メートルの点 2

- イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から 1.113メートルの点
- ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から 1,062メートルの点
- エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

須崎市のうち大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 9 公示番号 区第2,009号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸 地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸基点

ア 甲から磁針方位140度03分の線上甲から170 メートルの点

イ 甲から磁針方位140度57分の線上甲から140 メートルの点

ウ 甲から磁針方位120度52分の線上甲から145 メートルの点

エ 甲から磁針方位123度25分の線上甲から174 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

高岡郡中十佐町のうち久礼鎌田

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 10 公示番号 区第2,010号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀碆小型定置漁 場基点

ア 甲から磁針方位284度26分の線上甲から433 メートルの点

イ 甲から磁針方位232度44分の線上甲から563 メートルの点

ウ 甲から磁針方位246度14分の線上甲から793 メートルの点

エ 甲から磁針方位280度23分の線上甲から711 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

高岡郡中土佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

(西部海区関係)

- 11 公示番号 区第2,011号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町伊田前磯沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町伊田弁天碆県漁場基点第120 号

ア 甲から磁針方位180度48分の線上甲から555 メートルの点

イ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から320 メートルの点

ウ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から20 メートルの点(瀬田婆)

エ 甲から磁針方位148度23分の線上甲から452 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 12 公示番号 区第2.012号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高碆地先(1)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高碆区画基点

ア 甲から磁針方位128度36分の線上甲から310 メートルの点

イ 甲から磁針方位123度10分の線上甲から338 メートルの点

- ウ 甲から磁針方位133度25分の線上甲から415 メートルの点
- エ 甲から磁針方位138度 8 分の線上甲から393 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 13 公示番号 区第2,013号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高碆地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高碆区画基点

- ア 甲から磁針方位148度40分の線上甲から242メートルの点
- イ 甲から磁針方位141度 5 分の線上甲から264 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位151度17分の線上甲から348 メートルの点
- エ 甲から磁針方位157度15分の線上甲から331 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 14 公示番号 区第2,014号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口ねどこ碆東地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高碆区画基点 ア 甲から磁針方位265度40分の線上甲から612

足

メートルの点

- イ 甲から磁針方位265度40分の線上甲から572 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位255度51分の線上甲から583 メートルの点
- エ 甲から磁針方位256度35分の線上甲から622 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 15 公示番号 区第2,015号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口岬防波堤地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤(IV)区画 基点

基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台

- ア 甲から乙を見通した線から右に4度0分線 上甲から286メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に26度30分の 線上甲から313メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に31度 0 分の 線上甲から267メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に4度0分の 線上甲から236メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 16 公示番号 区第2,016号
  - (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口大婆地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤(IV)区画 基点

基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台

- ア 甲から乙を見通した線から右に284度0分 の線上甲から151メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に290度 0 分 の線上甲から149メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に288度 0 分 の線上甲から104メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に280度 0 分 の線上甲から107メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 17 公示番号 区第2,017号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 十佐清水市越大刈谷地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点

- ア 甲から磁針方位134度14分の線上甲から114 メートルの点
- イ 甲から磁針方位141度 4 分の線上甲から171 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位182度40分の線上甲から192 メートルの点
- エ 甲から磁針方位194度45分の線上甲から143 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 18 公示番号 区第2,018号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市越カサアジロ地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点

- ア 甲から磁針方位13度35分の線上甲から141 メートルの点
- イ 甲から磁針方位23度21分の線上甲から95メ ートルの点
- ウ 甲から磁針方位332度12分の線上甲から90 メートルの点
- エ 甲から磁針方位340度42分の線上甲から137 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 19 公示番号 区第2,019号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市越小刈谷平碆区画基点

- ア 甲から磁針方位223度15分の線上甲から100 メートルの点
- イ 甲から磁針方位190度30分の線上甲から170 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位218度30分の線上甲から288 メートルの点
- エ 甲から磁針方位238度15分の線上甲から255 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 20 公示番号 区第2,020号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市越松の下地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐清水市越小刈谷平婆区画基点

ア 甲から磁針方位357度28分の線上甲から134 メートルの点

イ 甲から磁針方位24度9分の線上甲から234 メートルの点

- ウ 甲から磁針方位40度45分の線上甲から213 メートルの点
- エ 甲から磁針方位25度44分の線上甲から90メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 21 公示番号 区第2,021号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(1)
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市越大間区画基点

ア 甲から磁針方位223度13分の線上甲から232 メートルの点

イ 甲から磁針方位206度13分の線上甲から209 メートルの点

- ウ 甲から磁針方位201度20分の線上甲から356 メートルの点
- エ 甲から磁針方位212度10分の線上甲から371 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 22 公示番号 区第2,022号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(2)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市越あしずり港岸壁区画基点

- ア 甲から磁針方位34度50分の線上甲から390メートルの点
- イ 甲から磁針方位47度50分の線上甲から430 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位69度25分の線上甲から276 メートルの点
- エ 甲から磁針方位51度 0 分の線上甲から208 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 23 公示番号 区第2,023号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市養老森出し地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市養老ガラク区画基点

- ア 甲から磁針方位102度32分の線上甲から499 メートルの点
- イ 甲から磁針方位100度18分の線上甲から597 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位113度42分の線上甲から644 メートルの点

エ 甲から磁針方位117度48分の線上甲から551 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち養老及び松崎

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 24 公示番号 区第2,024号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 十佐清水市三崎鳶の巣地先(5)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤突端区画基 占

- ア 甲から磁針方位53度19分の線上甲から384 メートルの点
- イ 甲から磁針方位83度10分の線上甲から392 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位95度41分の線上甲から224 メートルの点
- エ 甲から磁針方位41度25分の線上甲から214 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 25 公示番号 区第2,025号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鳶の巣南地先(2)
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐清水市三崎赤婆県漁場基点

ア 甲から磁針方位20度58分の線上甲から654 メートルの点

- イ 甲から磁針方位25度32分の線上甲から462 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位 6 度25分の線上甲から445 メートルの点
- エ 甲から磁針方位 7 度38分の線上甲から640 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 26 公示番号 区第2,026号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市竜串地先(3)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市竜串大碆区画基点

- ア 甲から磁針方位189度51分の線上甲から621 メートルの点
- イ 甲から磁針方位208度38分の線上甲から555 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位205度16分の線上甲から405 メートルの点
- エ 甲から磁針方位181度28分の線上甲から490 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 27 公示番号 区第2,027号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ泊長浜地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第 172号

- ア 甲から磁針方位357度13分の線上甲から251 メートルの点
- イ 甲から磁針方位18度41分の線上甲から456 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位30度54分の線上甲から440 メートルの点
- エ 甲から磁針方位18度58分の線上甲から197 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 28 公示番号 区第2.028号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山八幡鼻区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山小海下の鼻区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に111度2分の線と乙から甲を見通した線から右に46度0分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に79度0分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度5分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に106度5分の線と乙から甲を見通した線から右に20度5分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に143度0分の線と乙から甲を見通した線から右に21度2分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業 (3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 29 公示番号 区第2,029号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 宿毛市大島大島南地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島咸陽島区画基点

基点乙 宿毛市大島烏帽子婆区画基点

基点丙 宿毛市大島矢竹島西南区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に84度27分の 線上甲から96メートルの点
- イ 丙から甲を見通した線から左に76度17分の 線上丙から80メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に42度35分の 線と乙から甲を見通した線から左に31度17分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に30度3分の 線と乙から甲を見通した線から左に33度22分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に12度26分の 線と乙から甲を見通した線から左に10度21分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に5度40分の 線と乙から甲を見通した線から右に124度52 分の線との交点
- キ 甲から乙を見通した線から右に4度18分の 線と乙から甲を見通した線から左に133度56 分の線との交点
- ク 甲から乙を見通した線から右に12度5分の 線と乙から甲を見通した線から左に47度50分 の線との交点
- ケ 甲から乙を見通した線から右に25度15分の 線と乙から甲を見通した線から左に86度12分 の線との交点
- コ 甲から乙を見通した線から右に66度46分の 線と乙から甲を見通した線から左に50度46分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 30 公示番号 区第2,030号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤鳥網代谷地先(1)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島松示婆区画基点

基点乙 宿毛市藻津大藤島網代の北の鼻区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に83度59分の 線と乙から甲を見通した線から左に53度38分 の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から右に83度37分の 線と乙から甲を見通した線から左に41度46分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に32度18分の 線と乙から甲を見通した線から左に100度8 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に42度7分の 線と乙から甲を見通した線から左に98度39分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

「第一種区画漁業(魚類養殖)]

(東部海区関係)

- 1 公示番号 区第3,001号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内びしゃご碆地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町甲浦びしゃご碆区画基点 ア 甲から磁針方位277度12分の線上甲から146 メートルの点

- イ 甲から磁針方位154度58分の線上甲から27 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位144度45分の線上甲から108 メートルの点
- エ 甲から磁針方位191度55分の線上甲から150 メートルの点
- オ 甲から磁針方位262度45分の線上甲から183 メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。) (3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 2 公示番号 区第3,002号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内くじら碆地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町甲浦港内くじら碆区画基点 ア 甲から磁針方位345度20分の線上甲から117

メートルの点

イ 甲から磁針方位25度12分の線上甲から138 メートルの点

- ウ 甲から磁針方位91度30分の線上甲から162 メートルの点
- エ 甲から磁針方位295度46分の線上甲から31メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 (中部海区関係)

- 3 公示番号 区第3,003号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村上黒碆県漁場基点

- ア 甲から磁針方位192度 8 分の線上甲から 3,034メートルの点
- イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から 3.033メートルの点
- ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から 2.830メートルの点
- エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から 2.836メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 4 公示番号 区第3,004号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市夜須町手結浦戸碆県漁場基点90号

基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に62度48分31 秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度 52分42秒の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19 秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度 21分36秒の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に48度29分 0 秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度 51分37秒の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31

秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度 40分50秒の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 5 公示番号 区第3,005号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町宇佐萩崎地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に75度40分の 線と乙から甲を見通した線から右に52度37分 の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から左に65度26分の 線と乙から甲を見通した線から右に60度39分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に56度17分の 線と乙から甲を見通した線から右に63度28分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の 線と乙から甲を見通した線から右に57度3分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から左に69度11分の 線と乙から甲を見通した線から右に41度20分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち新居

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 6 公示番号 区第3,006号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の 線と乙から甲を見通した線から右に27度6分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の 線と乙から甲を見通した線から右に57度3分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の 線と乙から甲を見通した線から右に38度23分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に14度11分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 7 公示番号 区第3,007号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点

基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の 線と乙から甲を見通した線から左に79度52分 の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の

線と乙から甲を見通した線から左に26度57分 の線との交点

- ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の 線と乙から甲を見通した線から左に22度50分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の 線と乙から甲を見通した線から左に81度12分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 8 公示番号 区第3,008号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐市宇佐町古波止区画基点

- ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174 メートルの点
- イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289 メートルの点
- エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 9 公示番号 区第3,009号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐市宇佐町小宇津賀地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点

- ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242 メートルの点
- イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198 メートルの点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれた区域中最 大高潮時の海岸線から沖合の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 10 公示番号 区第3,010号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内光松地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上

- ア 甲から磁針方位286度55分の線上甲から528 メートルの点
- イ 甲から磁針方位295度 6 分の線上甲から590 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位357度30分の線上甲から427 メートルの点
- エ 甲から磁針方位 2 度40分の線上甲から333 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 11 公示番号 区第3,011号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内長迫小網代地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内福良下大添茂串西の鼻区画基 点

- ア 甲から磁針方位312度23分の線上甲から407 メートルの点
- イ 甲から磁針方位305度10分の線上甲から352 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位44度48分の線上甲から543 メートルの点
- エ 甲から磁針方位36度32分の線上甲から600メートルの点

アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにアエ間の最大 高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 12 公示番号 区第3,012号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内苦木地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上

- ア 甲から磁針方位248度12分の線上甲から868 メートルの点(茂串の鼻)
- イ 甲から磁針方位258度25分の線上甲から844 メートルの点

- ウ 甲から磁針方位245度 0 分の線上甲から682 メートルの点
- エ 甲から磁針方位216度 7 分の線上甲から826 メートルの点
- オ 甲から磁針方位218度37分の線上甲から945メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線並びにオア間 の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 13 公示番号 区第3,013号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内大鹿千族地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上

- ア 甲から磁針方位80度40分の線上甲から150 メートルの点
- イ 甲から磁針方位51度36分の線上甲から588 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位61度30分の線上甲から612 メートルの点
- エ 甲から磁針方位120度 9 分の線上甲から200 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

账

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 14 公示番号 区第3,014号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下がり木地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内福良クロハ区画基点

基点乙 須崎市浦ノ内福良ウバガフツクロ区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に24度45分の 線と乙から甲を見通した線から右に60度47分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に48度35分の 線と乙から甲を見通した線から右に98度48分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に42度21分の 線と乙から甲を見通した線から右に108度38 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に11度2分の 線と乙から甲を見通した線から左に117度22 分の線との交点

アイ, イウ及びエアを結ぶ 3 直線並びにウエ間の最大 高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 15 公示番号 区第3,015号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内上浦場西地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点

基点乙 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石新区画 基点

ア 甲から乙を見通した線から左に77度8分の 線上甲から105メートルの点

イ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の 線上乙から228メートルの点

- ウ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の 線ト乙から113メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に3度30分の 線上甲から73メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 16 公示番号 区第3,016号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内玉目地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内赤ヶ崎区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に76度24分の 線上甲から291メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から左に38度2分の 線上甲から88メートルの点

- ウ 甲から乙を見通した線から左に102度20分 の線上甲から156メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に96度 9 分の 線上甲から314メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 17 公示番号 区第3,017号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内入戸南地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内入戸五厘の鼻区画基点

基点乙 須崎市浦ノ内入戸松ヶ崎新区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に17度49分の 線上甲から140メートルの点
- イ 乙から甲を見通した線から右に17度35分の 線上乙から123メートルの点
- ウ 乙から甲を見通した線から左に30度53分の 線上乙から142メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に27度25分の 線上甲から145メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 18 公示番号 区第3,018号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷戸島地先 (ガラク)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷戸島北区画基点

- ア 甲から磁針方位302度 8 分の線上甲から786 メートルの点
- イ 甲から磁針方位339度32分の線上甲から681 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位352度42分の線上甲から235 メートルの点
- エ 甲から磁針方位271度53分の線上甲から637 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

账

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 19 公示番号 区第3,019号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷中ノ島地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷中ノ島西区画基点

ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363 メートルの点

イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455 メートルの点

ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428 メートルの点

エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 20 公示番号 区第3,020号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷白浜地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷蜂ケ尻区画基点

基点乙 須崎市大谷白浜ふとうしの鼻区画基点

ア 甲から磁針方位66度48分の線上甲から340

メートルの点

イ 甲から磁針方位73度3分の線上甲から266

メートルの点

- ウ 甲から磁針方位315度51分の線上甲から80 メートルの点
- エ 甲から磁針方位328度45分の線上甲から486 メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エ乙及び乙アを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 21 公示番号 区第3,021号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市野見大室戸地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点

基点乙 須崎市大谷小長崎白目碆区画基点

ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から310 メートルの点

イ 甲から磁針方位33度40分の線上甲から826 メートルの点

ウ 乙から磁針方位177度30分の線上乙から204 メートルの点

エ 乙から磁針方位217度35分の線上乙から394 メートルの点

オ 甲から磁針方位61度50分の線上甲から466 メートルの点

カ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から131 メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち野見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 22 公示番号 区第3,022号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点

- ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917 メートルの点
- イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から 1,113メートルの点
- ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から 1.062メートルの点
- エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 23 公示番号 区第3,023号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市野見湾馬の背地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点

- ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から959 メートルの点
- イ 甲から磁針方位24度24分の線上甲から 1.053メートルの点
- ウ 甲から磁針方位30度33分の線上甲から986 メートルの点
- エ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から430 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 24 公示番号 区第3,024号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷勢井湾中央地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点

ア 甲から磁針方位339度42分の線上甲から 1,255メートルの点

イ 甲から磁針方位351度10分の線上甲から 1,212メートルの点

- ウ 甲から磁針方位350度18分の線上甲から993 メートルの点
- エ 甲から磁針方位336度31分の線上甲から 1,044メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。) (3) 地元地区

須崎市のうち大谷及び野見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 25 公示番号 区第3,025号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市安和地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市安和桜川々口南区画基点

ア 甲から磁針方位62度54分の線上甲から505 メートルの点

イ 甲から磁針方位85度43分の線上甲から609

メートルの点

- ウ 甲から磁針方位92度45分の線上甲から414 メートルの点
- エ 甲から磁針方位57度21分の線上甲から304 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 26 公示番号 区第3,026号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼双名島地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島元の島区画基点 ア 甲から磁針方位278度40分の線上甲から129 メートルの点

イ 甲から磁針方位286度46分の線上甲から207 メートルの点

- ウ 甲から磁針方位300度28分の線上甲から207 メートルの点
- エ 甲から磁針方位299度16分の線上甲から120 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

高岡郡中土佐町のうち久礼

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 27 公示番号 区第3,027号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港内
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江権現碆区画基点

- ア 甲から磁針方位291度50分の線上甲から368 メートルの点
- イ 甲から磁針方位305度52分の線上甲から383 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位310度16分の線上甲から304 メートルの点
- エ 甲から磁針方位293度17分の線上甲から282 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

高岡郡中土佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 28 公示番号 区第3,028号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 高岡郡中十佐町上ノ加江弁天崎地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ碆岡小型定置 漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁 場基占

- ア 甲から乙を見通した線から左に39度14分の 線と乙から甲を見通した線から右に60度3分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に35度53分の 線と乙から甲を見通した線から右に74度8分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に21度24分の 線と乙から甲を見通した線から右に74度8分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の 線と乙から甲を見通した線から右に50度53分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

高岡郡中土佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

(西部海区関係)

- 29 公示番号 区第3,029号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤区画基点

- ア 甲から磁針方位165度40分の線上甲から101 メートルの点
- イ 甲から磁針方位194度8分の線上甲から101 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位203度7分の線上甲から62 メートルの点
- エ 甲から磁針方位156度21分の線上甲から63 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 30 公示番号 区第3,030号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 十佐清水市越小刈谷地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐清水市越小刈谷平婆区画基点

- ア 甲から磁針方位235度30分の線上甲から312 メートルの点
- イ 甲から磁針方位239度0分の線上甲から418 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位246度0分の線上甲から414 メートルの点
- エ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から304 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区 (4) 制限又は条件

土佐清水市のうち越

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 31 公示番号 区第3,031号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形仏婆地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町周防形仏婆小型定置漁場基点 ア 甲から磁針方位318度5分の線上甲から165 メートルの点

- イ 甲から磁針方位310度5分の線上甲から183 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位316度12分の線上甲から211 メートルの点
- エ 甲から磁針方位323度30分の線上甲から196 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、樫ノ浦及び周防形

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 32 公示番号 区第3,032号
  - (1) 漁場の位置及び区域
    - ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目第一防波堤東地先
    - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画基

- ア 甲から磁針方位48度51分の線上91メートル の点
- イ 甲から磁針方位76度26分の線上255メート ルの点
- ウ 甲から磁針方位90度0分の線上248メート
- エ 甲から磁針方位89度53分の線上68メートル の点

2

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 33 公示番号 区第3,033号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

- ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の 線上甲から447メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の 線上甲から466メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の 線上甲から403メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の 線上甲から328メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の 線上甲から279メートルの点

- カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の 線上甲から348メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の 線上甲から424メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エア、オカ、カキ及びキアを結ぶ 7 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 34 公示番号 区第3.034号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

- ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の 線上甲から459メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の 線上甲から539メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の 線上甲から604メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の 線上甲から406メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の線上甲から307メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分 の線上甲から239メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の 線上甲から253メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ 7 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 35 公示番号 区第3,035号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基 点第246号

基点乙 幡多郡大月町一切新網代区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に111度38分の線と乙から甲を見通した線から左に38度55分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に135度58分 の線と乙から甲を見通した線から左に28度9 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に155度2分 の線と乙から甲を見通した線から左に14度16 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に141度41分 の線と乙から甲を見通した線から左に18度43 分の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に149度22分 の線と乙から甲を見通した線から左に13度17 分の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から右に137度35分 の線と乙から甲を見通した線から左に15度57 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ 6 直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち一切

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 36 公示番号 区第3,036号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子碆区画基点

- ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321 メートルの点
- イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581 メートルの点
- エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 37 公示番号 区第3,037号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地棒碆県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ碆県漁場基 点

基点丙 幡多郡大月町安満地平碆県漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の 線と乙から甲を見通した線から左に100度19 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の 線と乙から甲を見通した線から左に118度6 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の 線と乙から甲を見通した線から左に25度37分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の

斑

線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点

- カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点
- キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の 線と丙から甲を見通した線から左に21度12分 の線との交点
- ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の 線と丙から甲を見通した線から左に26度47分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクア を結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 38 公示番号 区第3,038号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先 区画基点

基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に12度33分の 線と乙から甲を見通した線から左に18度40分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に46度44分の 線と乙から甲を見通した線から左に33度47分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に89度58分の 線と乙から甲を見通した線から左に14度51分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に1度46分の 線と乙から甲を見通した線から右に1度3分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

を除く。)

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 39 公示番号 区第3,039号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦高望地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦高望丸碆区画基点

- ア 甲から磁針方位13度8分の線上甲から62メ ートルの占
- イ 甲から磁針方位43度44分の線上甲から198 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位105度58分の線上甲から266 メートルの点
- エ 甲から磁針方位140度 9 分の線上甲から206 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 40 公示番号 区第3,040号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦立碆地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦双ツ碆岡小型定置漁場基 点

基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ碆小型定置漁場基 点

- ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分 の線と乙から甲を見通した線から右に26度4 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分 の線と乙から甲を見通した線から右に55度10 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の 線と乙から甲を見通した線から右に113度31 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の 線と乙から甲を見通した線から右に148度5 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 41 公示番号 区第3,041号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦中崎の鼻地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号

- ア 甲から乙を見通した線から左に84度45分の 線上甲から340メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から左に50度10分の 線上甲から117メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に101度30分 の線上甲から78メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に100度20分 の線上甲から148メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に135度10分 の線上甲から180メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から左に125度0分 の線上甲から250メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に150度20分

の線上甲から356メートルの点

ク 甲から乙を見通した線から左に140度0分 の線上甲から428メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクア を結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 42 公示番号 区第3,042号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦タナの下地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号

- ア 甲から乙を見通した線から左に52度10分の 線上甲から502メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から左に25度50分の 線上甲から589メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に5度30分の 線上甲から390メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に47度10分の 線上甲から244メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 43 公示番号 区第3,043号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦椎ノ浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦·泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号

- ア 甲から乙を見通した線から左に12度56分の 線上甲から620メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から左に 0 度36分の 線上甲から741メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に342度43分 の線上甲から589メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に353度5分 の線上甲から438メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 44 公示番号 区第3,044号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場鼻沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点

- 基点乙 幡多郡大月町橘浦·泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号
  - ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の 線と乙から甲を見通した線から右に79度59分 の線との交点
  - イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の 線と乙から甲を見通した線から右に104度38 分の線との交点
  - ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に99度28分 の線との交点
  - エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の 線と乙から甲を見通した線から右に84度43分

の線との交点

- オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の 線と乙から甲を見通した線から右に56度6分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度5分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 45 公示番号 区第3,045号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦ヂョヂョウ碆沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点

ア 甲から磁針方位274度52分の線上甲から779 メートルの点 9

- イ 甲から磁針方位288度24分の線上甲から704 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位264度21分の線上甲から308 メートルの点
- エ 甲から磁針方位251度29分の線上甲から173 メートルの点
- オ 甲から磁針方位225度01分の線上甲から219 メートルの点
- カ 甲から磁針方位246度56分の線上甲から460 メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

뮸

斑

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 46 公示番号 区第3,046号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦古泊地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点

- ア 甲から磁針方位181度24分の線上甲から94メートルの点
- イ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から53メ ートルの点
- ウ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から210 メートルの点
- エ 甲から磁針方位134度18分の線上甲から270 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 47 公示番号 区第3,047号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦くろみど沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点

- ア 甲から磁針方位295度14分の線上甲から653 メートルの点
- イ 甲から磁針方位312度01分の線上甲から649 メートルの占
- ウ 甲から磁針方位317度19分の線上甲から372 メートルの点
- エ 甲から磁針方位288度05分の線上甲から380 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 48 公示番号 区第3.048号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦赤崎沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町泊浦白の鼻県漁場基点

- ア 甲から磁針方位176度12分の線上甲から664 メートルの点
- イ 甲から磁針方位159度26分の線上甲から475 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位144度49分の線上甲から713 メートルの点
- エ 甲から磁針方位160度13分の線上甲から851 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 49 公示番号 区第3,049号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(3)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第 172号

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鵜ノ糞碆県漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に85度46分の 線と乙から甲を見通した線から左に42度42分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に108度9分の線と乙から甲を見通した線から左に35度34分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に117度20分 の線と乙から甲を見通した線から左に26度53 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に88度36分の 線と乙から甲を見通した線から左に32度13分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

(くろまぐろ養殖業

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町、大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺、大深浦及び沖の島町母島並びに幡多郡 大月町のうち赤泊、西泊、樫ノ浦、周防形、古満目、柏島、一切、安満地、泊浦、龍ヶ泊及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 50 公示番号 区第3,050号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢田土地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立碆区画基点

- ア 甲から磁針方位285度18分の線上甲から385 メートルの点
- イ 甲から磁針方位326度35分の線上甲から270 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位319度 3 分の線上甲から112 メートルの点
- エ 甲から磁針方位263度49分の線上甲から297 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

斑

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 51 公示番号 区第3,051号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢立碆地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立碆区画基点

基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点

ア 甲から磁針方位332度 0 分の線上甲から240 メートルの点

イ 乙から磁針方位321度 0 分の線上乙から176 メートルの点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 52 公示番号 区第3,052号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜立石地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点

ア 甲から磁針方位321度0分の線上甲から176

メートルの点

イ 甲から磁針方位64度28分の線上甲から227 メートルの占

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 53 公示番号 区第3,053号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜一切田地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町栄喜ぼら網代区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜一切田大岩区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に24度49分の 線と乙から甲を見通した線から左に137度40 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に34度6分の 線と乙から甲を見通した線から左に124度53 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に53度45分の 線と乙から甲を見通した線から左に67度51分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に90度4分の 線と乙から甲を見通した線から左に27度45分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に48度42分の 線と乙から甲を見通した線から左に6度15分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 54 公示番号 区第3,054号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海猩々碆地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町大海猩々碆区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に34度22分の 線上甲から190メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に113度6分 の線上甲から110メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に125度1分 の線上甲から67メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に34度22分の 線上甲から100メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に19度27分の線上甲から78メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から左に132度44分 の線上甲から180メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に117度26分 の線上甲から187メートルの点
- ク 甲から乙を見通した線から左に62度37分の 線上甲から138メートルの点
- ケ 甲から乙を見通した線から左に21度37分の 線上甲から160メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及 びケアを結ぶ9直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 55 公示番号 区第3,055号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町長崎山白碆沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島烏帽子碆区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白碆区画基点

> ア 甲から乙を見通した線から右に35度46分の 線と乙から甲を見通した線から左に52度20分 の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から右に10度17分の 線と乙から甲を見通した線から左に17度18分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に14度19分の 線と乙から甲を見通した線から左に45度47分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に21度5分の 線と乙から甲を見通した線から左に60度19分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に21度32分の 線と乙から甲を見通した線から左に75度7分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から右に25度28分の 線と乙から甲を見通した線から左に77度39分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 56 公示番号 区第3,056号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ島区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に103度29分 の線と乙から甲を見通した線から右に26度4 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に34度38分の 線と乙から甲を見通した線から右に115度22 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に10度51分の 線と乙から甲を見通した線から右に155度19 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に114度6分 の線と乙から甲を見诵した線から右に14度7

分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。) (3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 57 公示番号 区第3,057号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町内外ノ浦前地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に77度30分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度17分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に86度55分の 線と乙から甲を見通した線から右に46度52分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に74度58分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度38分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に64度4分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度38分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

海業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(くろまぐろ養殖業

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

58 公示番号 区第3,058号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島烏帽子婆区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町白碆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に72度32分の 線と乙から甲を見通した線から左に72度23分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に47度42分の 線と乙から甲を見通した線から左に58度46分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に38度36分の 線と乙から甲を見通した線から左に78度46分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の 線と乙から甲を見通した線から左に80度44分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の 線と乙から甲を見通した線から左に75度25分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から右に67度50分の 線と乙から甲を見通した線から左に77度33分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 59 公示番号 区第3,059号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島烏帽子婆区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町白碆区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に62度24分の 線と乙から甲を見通した線から左に76度8分 4

の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の 線と乙から甲を見通した線から左に75度25分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の 線と乙から甲を見通した線から左に80度44分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に58度52分の 線と乙から甲を見通した線から左に81度3分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 60 公示番号 区第3,060号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島烏帽子碆区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町白碆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に90度5分の 線と乙から甲を見通した線から左に59度55分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に85度20分の 線と乙から甲を見通した線から左に46度36分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に99度57分の 線と乙から甲を見通した線から左に39度3分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に100度49分の線と乙から甲を見通した線から左に34度13分の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に71度22分の 線と乙から甲を見通した線から左に48度57分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から右に84度8分の

線と乙から甲を見通した線から左に64度56分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 61 公示番号 区第3,061号
  - (1) 漁場の位置及び区域
    - ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央沖
    - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市矢竹島碆区画基点

基点乙 宿毛市大島烏帽子碆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に122度38分 の線と乙から甲を見通した線から左に45度46 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に120度14分 の線と乙から甲を見通した線から左に45度21 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に111度53分 の線と乙から甲を見通した線から左に52度38 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に115度49分 の線と乙から甲を見通した線から左に51度48 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦 (4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 62 公示番号 区第3,062号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市大島咸陽島地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点

基点乙 宿毛市矢竹島北区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に21度9分の 線と乙から甲を見通した線から左に80度10分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に24度27分の 線と乙から甲を見通した線から左に13度56分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の 線と乙から甲を見通した線から左に11度23分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の 線と乙から甲を見通した線から左に81度9分 の線との交点

20

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 63 公示番号 区第3,063号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 宿毛市宇須々木久万端地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津桐島南区画基点

基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端県漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に131度54分 の線と乙から甲を見通した線から左に15度1 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に77度41分の

斑

線と乙から甲を見通した線から左に72度0分 の線との交点

- ウ 甲から乙を見通した線から右に106度12分 の線と乙から甲を見通した線から左に55度5 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に151度14分 の線と乙から甲を見通した線から左に17度42 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 64 公示番号 区第3,064号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島南地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点 基点乙 宿毛市藻津桐島長磯区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に41度2分の 線と乙から甲を見通した線から左に92度38分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に76度34分の 線と乙から甲を見通した線から左に49度0分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に67度55分の 線と乙から甲を見通した線から左に34度17分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に27度24分の 線と乙から甲を見通した線から左に94度38分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業)

を除く。)

(3) 地元地区 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 65 公示番号 区第3,065号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(1)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島ボウズ碆区画基点 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に110度48分の線と乙から甲を見通した線から左に55度35分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に132度8分の線と乙から甲を見通した線から左に37度51分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に139度58分 の線と乙から甲を見通した線から左に26度49 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に101度55分の線と乙から甲を見通した線から左に54度3 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業 を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 66 公示番号 区第3,066号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ碆区画基点 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東碆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に28度19分の 線と乙から甲を見通した線から左に138度14 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に45度11分の 線と乙から甲を見通した線から左に114度48 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に41度54分の 線と乙から甲を見通した線から左に101度43 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に17度14分の 線と乙から甲を見通した線から左に146度25 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 67 公示番号 区第3,067号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(3)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ碆区画基点

基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東碆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に51度45分の 線と乙から甲を見通した線から左に108度38 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に71度12分の 線と乙から甲を見通した線から左に89度18分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に95度59分の 線と乙から甲を見通した線から左に51度1分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に51度45分の 線と乙から甲を見通した線から左に65度15分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

뮸

斑

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 68 公示番号 区第3,068号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(4)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ碆区画基点

基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東碆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に77度11分の 線と乙から甲を見通した線から左に82度56分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に99度22分の 線と乙から甲を見通した線から左に67度6分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に137度0分の線と乙から甲を見通した線から左に32度30分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に132度35分 の線と乙から甲を見通した線から左に24度41 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 69 公示番号 区第3,069号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点

基点乙 宿毛市藻津中ノ瀬区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に56度30分の 線と乙から甲を見通した線から左に8度9分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に71度54分の 線と乙から甲を見通した線から左に15度6分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に25度6分の 線と乙から甲を見通した線から左に31度36分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に13度36分の 線と乙から甲を見通した線から左に18度18分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 70 公示番号 区第3,070号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島東地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津桐島ワシ谷の鼻区画基点

- ア 甲から磁針方位17度18分の線上甲から109 メートルの点
- イ 甲から磁針方位126度46分の線上甲から191 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位138度38分の線上甲から178 メートルの点
- エ 甲から磁針方位357度50分の線上甲から85メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 71 公示番号 区第3,071号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島西ノ鼻地先
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市藻津桐島長磯区画基点

基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に38度30分の 線と乙から甲を見通した線から左に25度6分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に65度36分の 線と乙から甲を見通した線から左に56度42分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に60度12分の 線と乙から甲を見通した線から左に62度30分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に29度36分の 線と乙から甲を見通した線から左に30度0分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 72 公示番号 区第3,072号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町母島大和の内地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市沖の島母島外頭区画基点

- ア 甲から磁針方位263度43分の線上甲から198 メートルの点
- イ 甲から磁針方位298度 0 分の線上甲から307 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位278度42分の線上甲から73 メートルの点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業

を除く。)

(3) 地元地区

宿毛市のうち沖の島町母島 (4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

[第一種区画漁業(くろまぐろ養殖)]

(中部海区関係)

- 1 公示番号 区第3,301号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村上黒碆県漁場基点

ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から 3.034メートルの点

イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から 3.033メートルの点

ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から 2,830メートルの点

エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から 2.836メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区 香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

2 公示番号 区第3,302号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷中の島地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷中の島西区画基点

ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363 メートルの点

- イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428 メートルの点
- エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養 殖業

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

(西部海区関係)

- 3 公示番号 区第3,303号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

- ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の 線上甲から447メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の 線上甲から466メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の 線上甲から403メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の 線上甲から328メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の 線上甲から279メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の 線上甲から348メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の

線上甲から424メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エア、オカ、カキ及びキアを結ぶ 7 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 4 公示番号 区第3,304号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

- ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の 線上甲から459メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の 線上甲から539メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の 線上甲から604メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の 線上甲から406メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の 線上甲から307メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分 の線上甲から239メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の 線上甲から253メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ 7直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

5 公示番号 区第3,305号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切くえ碆地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点

基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基 点第246号

- ア 甲から乙を見通した線から左に93度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に52度19分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に63度55分の 線と乙から甲を見通した線から右に69度3分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に58度50分の 線と乙から甲を見通した線から右に58度44分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に102度55分の線と乙から甲を見通した線から右に39度34分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち一切

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 6 公示番号 区第3,306号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子婆区画基点

- ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321 メートルの点
- イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581 メートルの点
- エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442 メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養 殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 7 公示番号 区第3,307号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地棒碆県漁場基点

基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ碆県漁場基 占

基点丙 幡多郡大月町安満地平碆県漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の 線と乙から甲を見通した線から左に100度19 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の 線と乙から甲を見通した線から左に118度6 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の 線と乙から甲を見通した線から左に25度37分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の 線と乙から甲を見通した線から左に0度27分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点
- キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の 線と丙から甲を見通した線から左に21度12分 の線との交点
- ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の 線と丙から甲を見通した線から左に26度47分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクア を結ぶ8 直線により囲まれた区域 (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 8 公示番号 区第3,308号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦立碆地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦双ツ碆岡小型定置漁場基 点

基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ碆小型定置漁場基 点

- ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分 の線と乙から甲を見通した線から右に26度4 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分 の線と乙から甲を見通した線から右に55度10 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の 線と乙から甲を見通した線から右に113度31 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の 線と乙から甲を見通した線から右に148度5 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 9 公示番号 区第3,309号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場鼻沖

イ 漁場の区域

恒

账

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦·泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号

- ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の 線と乙から甲を見通した線から右に79度59分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の 線と乙から甲を見通した線から右に104度38 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に99度28分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の 線と乙から甲を見通した線から右に84度43分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の 線と乙から甲を見通した線から右に56度6分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度5分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ 6 直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

[第一種区画漁業(えび類養殖)]

(西部海区関係)

- 1 公示番号 区第3,601号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先 区画基点

基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に12度33分の 線と乙から甲を見通した線から左に18度40分 の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から右に46度44分の 線と乙から甲を見通した線から左に33度47分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に89度58分の 線と乙から甲を見通した線から左に14度51分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に1度03分の 線と乙から甲を見通した線から右に1度46分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 え 1月1日から12月31日まで び類小割り式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

[第一種区画漁業(藻類養殖)]

(中部海区関係)

- 1 公示番号 区第4,001号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐市宇佐町沖防波堤西区画基点

基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の 線と乙から甲を見通した線から右に27度6分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の 線と乙から甲を見通した線から右に57度3分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の 線と乙から甲を見通した線から右に38度23分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に14度11分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 2 公示番号 区第4,002号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐市宇佐町古波止区画基点

基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の 線と乙から甲を見通した線から左に79度52分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の 線と乙から甲を見通した線から左に26度57分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の 線と乙から甲を見通した線から左に22度50分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の 線と乙から甲を見通した線から左に81度12分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

十佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 3 公示番号 区第4,003号
  - (1) 漁場の位置及び区域
    - ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
    - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点

ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917 メートルの点

イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から 1.113メートルの点

- ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から 1,062メートルの点
- エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区 須崎市のうち大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 4 公示番号 区第4,004号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀碆小型定置漁 場基点

基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港防波堤 灯台

- ア 甲から乙を見通した線から右に65度50分の 線上甲から842メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に72度30分の 線上甲から817メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に71度10分の 線上甲から740メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に64度0分の 線上甲から765メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

高岡郡中十佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 5 公示番号 区第4,005号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先 イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町一ツ碆岡小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁 場基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に49度20分の 線と乙から甲を見通した線から右に38度40分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に41度10分の 線と乙から甲を見通した線から右に53度30分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の 線と乙から甲を見通した線から右に40度20分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に25度30分の 線と乙から甲を見通した線から右に23度10分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

高岡郡中土佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

◎定置漁業権 (33件)

(東部海区関係)

- 1 公示番号 定第1,001号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖(水尻1号)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根淀ケ磯県漁場基点第8号 基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号

- ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の 線と乙から甲を見通した線から右に51度6分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に39度49分の 線と乙から甲を見通した線から右に73度41分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の 線と乙から甲を見通した線から右に47度42分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の

線と乙から甲を見通した線から右に28度39分 の線との交点

- オ 甲から乙を見通した線から左に42度56分の 線と乙から甲を見通した線から右に36度30分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の 線と乙から甲を見通した線から右に58度20分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,002号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。
- 2 公示番号 定第1,002号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖(水尻2号)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根淀ケ磯県漁場基点第8号 基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号

- ア 甲から乙を見通した線から左に42度56分の 線と乙から甲を見通した線から右に36度30分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の 線と乙から甲を見通した線から右に58度20分 の線との交点
- ウ 乙から甲を見通した線から右に13度39分の 線上乙から837メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に 4 度22分の 線上甲から1,240メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の 線と乙から甲を見通した線から右に28度39分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の 線と乙から甲を見通した線から右に47度42分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

26

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

イ アイ、イカ、カオ及びオアを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,001号の操業を妨げるような身網の敷設を行ってはならない。

- 3 公示番号 定第1,003号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町黒碆沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町隠谷県漁場基点第11号 基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号

- ア 甲から乙を見通した線から左に95度29分の 線と乙から甲を見通した線から右に35度35分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に71度54分の 線と乙から甲を見通した線から右に48度38分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に23度8分の 線と乙から甲を見通した線から右に14度27分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に70度10分の 線と乙から甲を見通した線から右に6度18分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,509号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 4 公示番号 定第1,004号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖 (源太碆)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町平碆県漁場基点第14号 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号

- ア 甲から乙を見通した線から左に47度5分の 線と乙から甲を見通した線から右に70度24分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に37度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に90度42分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に6度30分の 線と乙から甲を見通した線から右に70度45分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に7度15分の 線と乙から甲を見通した線から右に27度8分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から左に23度12分の 線と乙から甲を見通した線から右に55度55分 の線との交点
- カ 甲から乙を見通した線から左に17度19分の 線と乙から甲を見通した線から右に85度45分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区 室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、共第2,518号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。

- 5 公示番号 定第1,005号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名若松谷沖(椎名2 号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻県漁場基点第 23号

基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎 名支所屋上県漁場基点

基点丙 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻碆上の碆

- ア 甲から乙を見通した線から左に102度54分 の線と乙から甲を見通した線から右に38度5 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に73度59分の 線と乙から甲を見通した線から右に52度23分 の線との交点

アイ、イ甲、甲丙及び丙アを結ぶ 4 直線により囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 6 公示番号 定第1,006号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖(椎名3 号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名船着場県漁場基点第21 号

- 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎 名支所屋上県漁場基点
  - ア 甲から乙を見通した線から左に52度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に55度23分 の線との交点
  - イ 甲から乙を見通した線から左に39度22分の 線と乙から甲を見通した線から右に78度0分 の線との交点
  - ウ 乙から甲を見通した線から右に20度27分の 線上乙から430メートルの点
  - エ 乙から甲を見通した線から右に7度17分の 線上乙から984.5メートルの点
  - オ 甲から乙を見通した線から左に28度20分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度31分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

恒

(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 7 公示番号 定第1,007号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名夫婦碆沖(椎名1 号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名かごりたか県漁場基点 第25号

基点乙 室戸市室戸岬町三津竹ケ鼻県漁場基点第26 号

基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大婆

基点丁 室戸市室戸岬町椎名椎の木谷沖の碆

ア 甲から乙を見通した線から左に56度37分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度45分 の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に44度30分の 線と乙から甲を見通した線から右に79度58分 の線との交点

アイ、イ丁、丁丙及び丙アを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 8 公示番号 定第1,008号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津竹ケ鼻沖(三津2 号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津竹ケ鼻県漁場基点第26

基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号 ア 甲から乙を見通した線から左に92度16分の 線と乙から甲を見通した線から右に51度40分 の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に69度46分の

線と乙から甲を見通した線から右に71度58分 の線との交点

- ウ 甲から乙を見通した線から左に30度3分の 線と乙から甲を見通した線から右に41度10分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に85度42分の 線と乙から甲を見通した線から右に13度21分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,525号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 9 公示番号 定第1,009号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津長碆沖 (三津1号) イ 海場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号 基点乙 室戸市室戸岬町六ケ谷県漁場基点第29号

- ア 甲から乙を見通した線から左に41度13分の 線と乙から甲を見通した線から右に59度2分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に33度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に77度32分 の線との交点
- ウ 乙から甲を見通した線から右に12度20分の 線上乙から346メートルの点
- エ 乙から甲を見通した線から右に6度30分の 線上乙から636メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2.527号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 10 公示番号 定第1,010号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡赤碆沖(高岡1号)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ケ谷県漁場基点第29号 基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32 号

- ア 甲から乙を見通した線から左に82度35分の 線と乙から甲を見通した線から右に49度15分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に60度47分の 線と乙から甲を見通した線から右に65度28分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に20度17分の 線と乙から甲を見通した線から右に12度25分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に87度55分の 線と乙から甲を見通した線から右に8度59分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

室戸市のうち室戸岬町高岡

(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 11 公示番号 定第1,011号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡黒見沖(高岡2号)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ケ谷県漁場基点第29号 基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32 号

- ア 甲から乙を見通した線から左に44度33分の 線と乙から甲を見通した線から右に60度48分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に32度35分の 線と乙から甲を見通した線から右に90度15分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に9度3分の

뮸

線と乙から甲を見通した線から右に68度30分 の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に11度39分の 線と乙から甲を見通した線から右に26度15分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

室戸市のうち室戸岬町高岡

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 12 公示番号 定第1,012号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市羽根町二又沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市羽根町大碆県漁場基点第56号 基点乙 室戸市羽根町二又県漁場基点第59号

- ア 甲から乙を見通した線から左に76度17分の 線と乙から甲を見通した線から右に38度17分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に59度37分の 線と乙から甲を見通した線から右に52度21分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に36度4分の 線と乙から甲を見通した線から右に38度18分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に43度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に26度12分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

13 公示番号 定第1,013号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町加領郷港前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号 基点乙 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号

- ア 甲から乙を見通した線から左に96度54分の 線と乙から甲を見通した線から右に28度54分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に80度7分の 線と乙から甲を見通した線から右に37度18分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に39度24分の 線と乙から甲を見通した線から右に20度7分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に55度20分の 線と乙から甲を見通した線から右に10度55分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡奈半利町のうち加領郷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 14 公示番号 定第1,014号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町東浜沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防上県漁場 基点第68号

- ア 甲から乙を見通した線から左に84度29分の 線と乙から甲を見通した線から右に55度48分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に73度47分の 線と乙から甲を見通した線から右に63度52分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に67度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に58度22分 の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に77度9分の 線と乙から甲を見通した線から右に51度37分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 15 公示番号 定第1,015号
  - (1) 漁場の位置及び区域
    - ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町六本松沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防上県漁場 基点第68号

- ア 甲から乙を見通した線から左に68度10分の 線と乙から甲を見通した線から右に50度23分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に59度1分の 線と乙から甲を見通した線から右に57度48分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に49度27分の 線と乙から甲を見通した線から右に45度35分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に57度38分の 線と乙から甲を見通した線から右に39度35分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷を除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 16 公示番号 定第1,016号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡田野町三ツ石沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡田野町奈半利川右岸堤防上測点 基点乙 安芸郡田野町県漁場基点第32号の1

- ア 甲から乙を見通した線から左に75度44分の 線と乙から甲を見通した線から右に74度31分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の 線と乙から甲を見通した線から右に83度5分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に66度0分の 線と乙から甲を見通した線から右に71度40分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に76度36分の 線と乙から甲を見通した線から右に64度15分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区 安芸郡田野町

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを758メートル以内とすること。

- 17 公示番号 定第1,017号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜小磯碆沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡安田町不動県漁場基点第33号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の2

- ア 甲から乙を見通した線から左に53度25分の 線と乙から甲を見通した線から右に86度3分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に45度39分の 線と乙から甲を見通した線から右に100度13 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の 線と乙から甲を見通した線から右に103度42 分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に42度36分の 線と乙から甲を見通した線から右に82度45分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを758メートル以内とすること。

(中部海区関係)

- 18 公示番号 定第1,018号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市下甲崎西沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市下甲崎くつが鼻県漁場基点 基点乙 須崎市下甲崎じんた碆県漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に132度23分 の線と乙から甲を見通した線から右に33度48 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に93度35分の 線と乙から甲を見通した線から右に62度25分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に186度 0 分 の線上甲から136メートルの点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり あじ その他 10月1日から翌年8月30日まで 定置漁業

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 19 公示番号 定第1,019号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市大谷九石沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷水尻大碆県漁場基点

基点乙 須崎市大谷九石の大黒碆県漁場基点第85号

- ア 甲から乙を見通した線から左に41度25分の 線と乙から甲を見通した線から右に68度17分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に15度56分の 線と乙から甲を見通した線から右に96度13分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に11度13分の 線と乙から甲を見通した線から左に36度0分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に25度50分の 線と乙から甲を見通した線から左に15度15分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月30日まで 定置漁業

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 20 公示番号 定第1,020号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷のぞきの鼻沖 (双子1号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷のぞきの鼻小島県漁場基点第86 号

基点乙 須崎市大谷神島大黒碆県漁場基点第87号

- ア 甲から磁針方位98度50分の線と乙から磁針 方位57度35分の線との交点
- イ 甲から磁針方位148度20分の線と乙から磁 針方位70度15分の線との交点

甲ア、アイ及びイ甲を結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月10日から翌年7月10日まで 定置漁業

(3) 地元地区

須崎市のうち野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

账

(西部海区関係)

- 21 公示番号 定第1,021号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鈴沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町鈴弁天鼻石標

基点乙 幡多郡黒潮町鈴縦面鼻石標

- ア 甲から乙を見通した線から左に86度56分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度20分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に62度15分の 線と乙から甲を見通した線から右に85度43分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に14度5分の 線と乙から甲を見通した線から右に23度52分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に127度2分 の線と乙から甲を見通した線から右に10度38 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで

定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち鈴

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 22 公示番号 定第1,022号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町灘県漁場基点第161号

基点乙 幡多郡黒潮町灘池の元

- ア 甲から乙を見通した線から左に83度9分の 線と乙から甲を見通した線から右に47度0分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に48度18分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度0分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に32度31分の 線と乙から甲を見通した線から右に22度48分

の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に97度10分の 線と乙から甲を見通した線から右に25度9分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

漁業の時期

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 23 公示番号 定第1,023号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘元碆沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町灘井の岬岡蜂の巣碆定置漁場 基点

基点乙 幡多郡黒潮町灘瀬戸の鼻県漁場基点第164

- ア 甲から乙を見通した線から左に56度47分の 線と乙から甲を見通した線から右に85度25分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に34度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に119度18 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に16度0分の 線と乙から甲を見通した線から右に119度23 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に26度57分の 線と乙から甲を見通した線から右に75度9分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置渔業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 24 公示番号 定第1,024号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 十佐清水市以布利朴の川鼻沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第142号

基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第143号

- ア 甲から乙を見通した線から左に91度45分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度3分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に64度42分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度46分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に93度50分の 線と乙から甲を見通した線から右に8度35分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に151度2分 の線と乙から甲を見通した線から右に5度52 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

十佐清水市のうち以布利

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 25 公示番号 定第1,025号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市以布利三ツ碆沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 十佐清水市以布利県漁場基点第143号

基点乙 土佐清水市窪津馬目木県漁場基点第188号

- ア 甲から乙を見通した線から左に78度37分の 線と乙から甲を見通した線から右に61度15分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に52度24分の 線と乙から甲を見通した線から右に80度48分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に49度55分の 線と乙から甲を見通した線から右に74度16分 の線との交点

足

- エ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の 線と乙から甲を見通した線から右に15度36分 の線との交点
- オ 甲から乙を見通した線から左に94度36分の 線と乙から甲を見通した線から右に17度17分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち以布利

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 26 公示番号 定第1,026号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市窪津港前沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市窪津馬目木県漁場基点第188号 基点乙 土佐清水市窪津長婆基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に72度18分の 線と乙から甲を見通した線から右に73度40分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に51度19分の 線と乙から甲を見通した線から右に98度32分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に0度38分の 線と乙から甲を見通した線から右に0度53分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に116度47分の線と乙から甲を見通した線から右に8度42分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた 区域

(2) 漁業の種類及び時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

十佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 27 公示番号 定第1,027号
  - (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第191号

基点乙 十佐清水市津呂県漁場基点第193号

- ア 甲から乙を見通した線から左に75度10分の 線と乙から甲を見通した線から右に57度45分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に45度0分の 線と乙から甲を見通した線から右に78度8分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線上甲から785メート ルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の 線と乙から甲を見通した線から右に8度17分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,590号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 28 公示番号 定第1,028号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬椎ケ碆沖 (足摺岬椎ケ 碆沖)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市足摺岬ローソク碆県漁場基点 基点乙 土佐清水市足摺岬たすき碆の北県漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に62度59分の 線と乙から甲を見通した線から右に83度17分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に41度25分の 線と乙から甲を見通した線から右に112度23 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に16度15分の 線と乙から甲を見通した線から右に120度17

分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に43度53分の 線と乙から甲を見通した線から右に36度58分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

十佐清水市のうち足摺岬

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 29 公示番号 定第1,029号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目崎沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町古満目えびす碆県漁場基点

- 基点乙 幡多郡大月町古満目すずき碆県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に77度10分の
  - テードの名を見通した線から左に77度10分の線と乙から甲を見通した線から右に77度42分の線との交点
  - イ 甲から乙を見通した線から左に4度55分の 線と乙から甲を見通した線から右に172度35 分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。<br/>

- 30 公示番号 定第1,030号
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切浅碆沖
  - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切浅婆崎もと婆

基点乙 幡多郡大月町一切赤崎沖の碆

基点丙 幡多郡大月町一切浅碆崎立碆

基点丁 幡多郡大月町一切浅婆崎止めの婆

ア 甲から乙を見通した線から右に27度20分の 線と乙から甲を見通した線から左に36度2分 の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に67度26分の 線と乙から甲を見通した線から左に20度27分 の線との交点

アイ、イ丙、丙丁及び丁アを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 31 公示番号 定第1,031号
  - (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切勤崎南沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切大碆県漁場基点

基点乙 幡多郡大月町一切勤崎南小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に90度59分の 線と乙から甲を見通した線から右に62度31分 の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の 線と乙から甲を見通した線から右に118度0 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に3度3分の 線上甲から95.5メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に54度23分の 線上甲から38.0メートルの点

甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ甲を結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち一切

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

32 公示番号 定第1,032号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地松島前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地松島県漁場基点第222

基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎丸婆

ア 甲から乙を見通した線から左に56度21分の 線と乙から甲を見通した線から右に5度10分 の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から右に25度52分の 線と乙から甲を見通した線から左に10度36分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に101度12分 の線と乙から甲を見通した線から左に10度36 分の線との交点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 33 公示番号 定第1,033号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地岡崎浜沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場 基点

基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎北県漁場基点 基点丙 幡多郡大月町サル岩

- ア 甲から磁針方位353度07分の線上甲から85 メートルの点
- イ 甲から磁針方位356度29分の線上甲から368 メートルの点
- ウ 甲から磁針方位14度30分の線上甲から595 メートルの点

アイ、イウ、ウ乙、乙丙及び丙アを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで

定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日

平成30年9月1日

第3 漁業権の免許申請期間

平成30年6月4日から同年7月19日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成35年8月31日まで

(この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、高知 県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

33